

第9節 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2. 応急活動態勢

組織については、第2章第3節「平内町災害対策本部」及び第2節「配備態勢」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

(1) 津波警報が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

ア. 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 総務課員・平内消防署員は、気象庁等からなんらかの情報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生後は、放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア. 総務課員・平内消防署員は、直ちに海面監視を実施する。

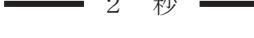
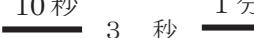
ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

イ. 沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

3. 津波警報等・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類、発表基準及び伝達方法は第4章第1節「津波予報・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、町における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報	 		広報車、防災行政無線(同報無線)、有線放送
津波警報	 		"
大津波警報	 		"
津波注意報 (津波注意報解除) (津波警報解除)	 		"

4. 避難

(1) 沿岸住民に対する避難勧告等については、第4章第8節「避難」に定めるところによるが、次のような措置を講じ、住民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア. 避難の勧告

遠地地震のように、津波の来襲に時間的余裕がある場合に勧告し、避難行動要支援者を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件（自動車）を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。

イ. 避難の指示

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全住民を避難させる。

ウ. 避難指示（緊急）等の伝達

避難指示（緊急）等を発したときは、広報車・防災行政無線（同報無線）・サイレン・有線放送等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

津波による避難指示（緊急）等は次による。

サイレン信号	警鐘信号
約1分 ○—	約5秒 ○— 乱打

エ. 指定避難所等

指定避難所等については、資料35のとおりとする。

(2) 在港船舶等の避難

第4章第8節「避難」に定めるところによる。

第10節 消防

大規模地震・津波において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るために、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、青森地域広域事務組合消防長が行う。

2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3. 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足、消防車等の通行障害の発生が予想され、その際にはすべての災害に同時に応えることは極めて困難となることから、青森地域広域事務組合消防長は消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4. 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、青森地域広域事務組合消防長は、医療機関、一般社団法人青森市医師会、日本赤十字社青森県支部平内町分区、青森警察